

## 「令和7年度 旅行業安全確保状況自己点検表」

点検年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
 点検実施者氏名 \_\_\_\_\_  
 役 職 \_\_\_\_\_

【旅行業者名】\_\_\_\_\_

【登録番号】滋賀県知事登録 旅 行 業 第 号  
 滋賀県知事登録 旅行業者代理業 第 号

| 点 檢 項 目   | 点検結果 | 備考 |
|---|------|----|
| <b>1. 連絡体制の整備</b>   |      |    |
| ①緊急時における連絡体制が確立されているか。また、命令系統と従業員の任務分担が明確になっているか。   | 良・不良 |    |
| ②緊急時における連絡体制等について適宜見直しを行い、その都度、従業員・添乗員等に周知しているか。  | 良・不良 |    |
| <b>2. 海外危険情報等の伝達</b>  |      |    |
| ①取引条件説明書面において外務省の提供する安全に関する情報並びに厚生労働省の提供する感染症に関する情報に係るホームページのアドレス及び問い合わせ先を記載しているか。  | 良・不良 |    |
| ②海外危険情報の旅行者への伝達について、従業員・添乗員等に周知しているか。   | 良・不良 |    |
| ③海外危険情報が発出されている地域を目的地に含む旅行について、旅行契約前に旅行者に対して海外危険情報が発出されている地域である旨を記載した書面を交付し、海外危険情報の趣旨、内容等を十分説明しているか。  | 良・不良 |    |
| ④旅行契約成立後、出発までの間に海外危険情報が発出された場合には、速やかに旅行者に対して海外危険情報が発出された地域である旨を記載した書面を交付し、海外危険情報の趣旨、内容等を十分説明しているか。  | 良・不良 |    |
| ⑤旅行中において、海外危険情報が発出された場合には、旅行者に対し、十分な説明や安全確保について、適切な措置が講じられる体制が取られているか。  | 良・不良 |    |
| <b>3. 貸切バスを利用した旅行の安全確保</b>  |      |    |
| ①「安全運行パートナーシップ宣言」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」を踏まえた貸切バス事業者の選定・発注を行っているか。  | 良・不良 |    |
| ②長距離運転や夜間運転の際の乗務時間等遵守、交替運転者の配置等運転者の過労運転を行わせないための安全対策を実施しているか。   | 良・不良 |    |
| ③運送引受書及び運送申込書を用いた書面取引を行い、適切に保存しているか。<br>また、運送申込書／運送引受書に運賃・料金の適正な下限額が記載され、貸切バス事業者に支払う運賃・料金が下限額を下回っていないか確認しているか。<br>さらに、貸切バス事業者から旅行業者に対して運送の引受けに係る手数料等を支払う場合には、その額が記載されているか（運送申込書／運送引受書に手数料等の記載がある場合、当該費用に係る貸切バス事業者と旅行業者との間で締結した契約書面の写し等を適切に保存しているか）。 | 良・不良 |    |
| ④貸切バス事業者から手数料等を收受している場合は、手数料等によって安全コストを割っていないことを書面等にて確認しているか。   | 良・不良 |    |
| ⑤現実には実施が困難な行程や急な予定変更を貸切バス事業者に依頼しないことや、旅客の乗降時の安全の確保が十分でない場所を乗降場所として選定しないことに留意しているか。  | 良・不良 |    |

※点検結果に「不良」がある場合

改善完了（予定）日：令和 年 月 日

(注意事項)

- ・令和7年度の自己点検表は、令和8年2月13日（金）までに提出してください。
- ・点検項目が該当しない場合には点検結果欄に斜線をしてください。